



広報 おおねにめ

昭和51年7月15日 No. 282

編集と 鹿児島県肝属郡大根占町役場
発行 総務課文書広報係
印刷 (株) 総合印刷 (09944) 3-2093

昭和51年6月1日現在推計人口
町の 男 4,542 人 計 9,846 人
人口 女 5,304 人

5月1日より 8人増

新大隅開発計画案を推進決議

第五回 定例町議会

第五回定例町議会は、六月十六日開催され同二十八日の最終本会議まで昭和五十一年度一般会計及び特別会計の補正予算並びに報酬及び費用弁償等の条例改正など議案七件陳情三件等が審議され、それぞれ原案どおり可決、一部採択されました。

今回は、先に県が発表しました新大隅開発促進計画案を強力に推進するよう決議がなされました。

議決されました主なものは次のとおりです。

▽昭和五十一年度大根占町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)

歳入・歳出それぞれ四十八万三千円が追加され、総額そ

れぞれ三億一千六百六十二万九千円となりました。

▽昭和五十一年度大根占町水道事業会計補正予算(第二号)

増額補正で、歳入総額二千三百一十萬円、歳出総額二千五百七十二萬六千円となり、歳入歳出不足額は内部留保資金で補てんされます。

▽大根占町消防費しゅつ金条

例の一部改正

消防団員が消防業務に従事し死亡、または廃疾となった場合の賞しゅつ金が引上げられたものです。

▽大根占町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

町議会議員、農業委員会委員等の月額報酬、選挙管理委員会委員、民生委員等特別職の日額報酬等が引上げられたものです。町議会議員については次のとおりです。

議長一四〇〇〇円
(現行一〇五〇〇円)

議会副議長九〇〇〇円
(現行八三〇〇円)

議会常任委員長 七九〇〇〇円
(現行七〇〇〇円)

議会議員七六〇〇〇円
(現行六七〇〇円)

▽大根占町長等の給与等に関する条例の一部改正

町長等の給料が改定されたものです。(改定率

町長八・四六パーセント
助役八・一七パーセント
収入役八・三パーセント
町長三六四〇〇〇円
(現行三一九〇〇円)

助役二七八〇〇〇円
(現行二五七〇〇円)

収入役二六〇〇〇〇円
(現行二四〇〇〇円)

▽大根占町消防団条例の一部改正

町消防団員の報酬及び手当等が引上げられたものです。

▽昭和五十一年度大根占町一般会計補正予算

(第二号)

歳入・歳出それぞれ七千九百五十八万円を追加補正し、歳入・歳出予算

の総額それぞれ十一億九千七百八十八万円となりました。

補された七千九百五十八万円のうち三千五百万円は土地開発公社に対する短期貸付であり実質補正額は四千四百五十八万円でありました。

補正された歳出の主なものは町単独事業費の一千四百九十一万五千円(うち町道関係一千一百万円、農道二百七十五万円等)補助事業費一千三百二十二万七千円(街路六百九十一万六千円、消防施設一百八十三万一千円等)、それに災害復旧事業三百十萬円で建設事業費総額三千一百二十四万二千円と特別職の給与改訂等による人件費の四百七十九万六千円となっています。

これに対応する歳入の主なものは、繰越金の一千三百六十八万五千円、普通交付税九百四十万、町民税四百五十二万四千円、県支出金三百八十七万九千円、諸収入三千五百七十六万九千円、町債の二千五百万円となっています。

※採択された陳情

▽夜間照明施設の設置(神川六三九の二 赤石明夫外五名提出)

▽水道施設設置に対する助成方について(神川中原水道組合代表上鶴哲夫外九名提出)

新大隅開発促進に関する決議

交通基盤整備の遅れや、土地条件に恵まれない本町地域にあっては、現状のままでは過疎の進行と経済的貧困から脱却することは困難であり特に人口の減少は地域社会の活力を著しく減退させていると考えるものである。

よって、恵まれた環境を生かしつつ、産業の振興を図り地域社会に活力をもたらすため、県は今回発表した新大隅開発計画案を速やかに成案として決定し、計画の具体化を強力に推進するよう要請するものである。

以上決議する。

	世帯数	人口		
		総数	男	女
5月1日現在	3,073世帯	9,838人	4,537人	5,301人
自然増減〔出生・死亡〕	0	3	2	1
社会増減〔転入・転出〕	3	5	3	2
増減総数	3	8	5	3
6月1日現在	3,076	9,846	4,542	5,304

町花・町木決まる！

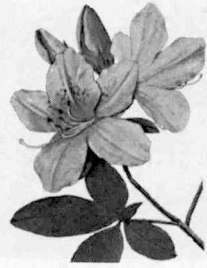
「ケラマツツジ」と「クス」

明るく豊かな町づくり推進協議会では町民にアンケート用紙を配付し、町花・町木の選定をすすめていきましたが六月五日の総会で五月末日までにまとめたアンケート結果をもとに町花にはツツジの王さまといわれる「ケラマツツジ」がすんなりと決まり、町木には、いろいろと検討されましたが管理しやすい、街路樹にも適することから県木と同じ「クス」が決まりました。

町花のケラマツツジは、沖縄の慶良間(ケラマ)諸島に自生し、葉が大きく、紅色の漏斗(ろうと)状の花をつけ、開花時はだいたい五月中旬ごろ、本町にも多くみうけられ町では経済課と教育委員会が中心となって苗を育て来年の適当な時期に町内の各家庭に配付することになっています。

また、町木のクスについては、現在進められています都市計画道路沿いに街路事業の一端として植樹する計画です。なお、アンケートの結果は二九四二世帯の内一六五一世帯分の回収率五六・一パーセントの回収率で町花では一位がツツジ(五五〇人)、二位ハ

イビスカス(三九三人)、三位ブルーゲンピリア(二七四人)、四位カンナ(一九八人)、五位美人蕉(一三六人) 町木では、一位がサザンカ(四二九人)、二位クロガネモチ(四一八人)、三位クス(三七八人)、四位ヤマモモ(二九四人)の順位となっていました。



かおりも豊かに

製茶品評会

茶は、私たちの生活の上でかかすことのできない嗜好品です。

本町でも、さきに榎木ケ平茶園団地に大型の製茶工場が建設され良質茶の生産確保で茶生産農家の経営安定を図っています。六月五日町役場に町内の茶生産農家から新茶五十点が持ち込まれ製茶品評会が行われました。

これは町茶振興会の主催で審査に大隅茶業指導所長や管内の茶業技術員が当り、茶生産者のみなさんが見守る中厳密な審査の結果、塩屋の鳥越光弘さんの製茶が一位、二位に同部属の福山武夫さんが選ばれました。

審査にあられた方々の総評では、昨年と比べ品質は大変向上しているということでありましたが、今後、更に良質茶の生産安定が望まれます。品評会の結果は次のとおり

一位 鳥越光弘(塩屋)
二位 福山武夫(塩屋)
三位 木場庄一郎(鳥越)
四位 鳥越茂(六反田)
五位 上堀内正吉(塩屋)
六位 水口正助(瀬戸山)
七位 横山直(塩屋)
八位 勝野重志(塩屋)
九位 城下道夫(六反田)
十位 落司信夫(瀬戸山)



厳密な審査風景

来年の成人式も平服で

来年度成人式を迎える新成人の代表(各校区四人)による運営委員会は六月十一日町中央公民館で開催され、要項などについて協議、その結果は次のとおりでした。

期日 昭和五十二年一月三日 時間 午前十時から十二時 場所 農村勤労福祉センター 内容 (1)式典、(2)若者のつどい(第一部わたしの主張、第二部郷土芸能、第三部記念植樹と記念撮影)

服装 従来どおり平服 記念植樹 新成人一人百円程度を負担する

該当者は昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までに生まれた方となっています。

がけ崩れに注意を！

ことしも本格的な災害シーズンを迎え、さきの豪雨でも県内いたるところで尊い人命や貴重な財産が失われ、目を覆うばかりです。

本県は雨に弱い特殊土壌「シラス」が多く雨が降り続くと地盤がゆるみ「がけ崩れ」が起りやすいといわれ、最近では「先祖代々住んでいるから絶対大丈夫」と言われているようなところでも起っています。災害はいつ発生するか予測できませんが、これからの台風シーズンを前に、その被害を最小限に食い止めるため住民みなさんが次のことに注意しない結果となっておりません。

本町にも「ヨカニセ」「ヨカオゴジョ」がまだたくさんおられますので町内同士の婚姻も又ご検討下されば幸いと存じます。

離婚後も婚姻中の氏(姓)を名づけることができます。

このほだ民法の一部が改正され六月十五日から施行されました。

これは婚姻のとき氏(姓)を改めた人は離婚しても離婚後三月以内には戸籍法で定める届出をすれば婚姻のとき称していた氏(姓)を名乗ってよいことになったのです。

また、この法律が今年の六月十五日で施行されましたので今年の三月十五日以降に離婚し前の氏(姓)にもどっている人も今年の九月十五日までに届出をすれば夫と同じ氏を再び称することができます。

災害の防止に努めましょう。

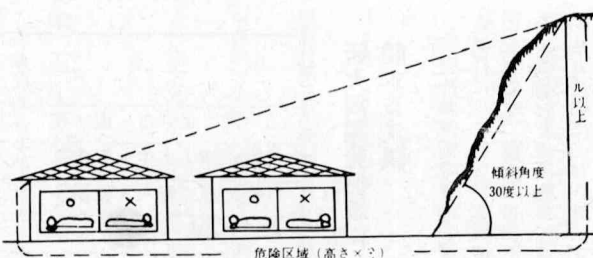
こんな場所は特に注意を

①高さ五メートル、傾斜角度三十度以上のところ、くずれやすく、がけの高さの約二倍の距離内にある家は、がけ崩れが起った場合、大きな被害をうけるといわれています。

②がけ面の切り取り、土盛り、立木の伐採をして間もないところは崩れやすい。

雨が降り続いたら

①降り続いた雨の量が百ミリを超えたとき、又は一時間に二十ミリを超すような強い雨



(どしゃぶり程度)が降ったときは、急にがけ崩れが起る恐れがあるので、早目に避難する。

②雨降りの夜などは、がけに面した部屋にやすむことを避け、また頭の向きも、がけと反対側にするなど注意する。

③災害が起きたことを考え、安全な避難場所や道順を決めておくようにしておきたいものです。

たばこは町内で
買いましょう。
出張やご旅行にも
町内で買って持って
行きましょう

ねたきり老人に “久しぶりの入浴”

移動入浴者

ねたきり老人、身体の不自由な方の健康回復のために活用して欲しいと神奈川県逗子市の篤志家から寄贈された移動入浴車は、多くの入浴希望者でてんこ舞い。

役場福祉係の職員二人と、家庭奉仕員二人が従事、本町の保健婦が入浴前に血圧測定や健康診断を行い、浴槽を枕元に運び「ねた」まで「ふろ」に入れます。これまで瀬戸山の森鉄志(73才)さん、木原の貴島テル(71才)さん

ら久しぶりの入浴でさっぱりとして気持ちがよさそう。家族の方も「これまでは身体を拭くだけではかわいそうでした。久しぶりの入浴でさっぱりすることができて本当によかった」と話されていました。

この移動入浴車利用は、町内の「ねたきり老人」や「重度身体障害者」で家族の介助だけで入浴することができない人とされ、一人一ヶ月に一回、毎週水曜日が入浴日となっており午前九時から午後四時までです。



瀬戸山の森鉄也さん宅で

利用のさいには、あらかじめ移動入浴設備利用申請書、入浴適否診断書等を提出することになっております。移動入浴車を利用される希望者の家族の方は役場福祉係にお気軽に申し込みください。

農業者年金の 経営移譲

今年から農業者年金の給付が始まり、本紙でも二月に農業者年金特集号でとりあげましたが、加入条件等について該当者のみなさんから、問い合わせがありますので、今回一部改正されました農業者年金について再度そのあらましをお知らせします。

農業者年金の柱といわれる「経営移譲年金」は保険料を納めた期間(出稼者の短期被用者年金の期間も含まれる)が法律で定める一定期間以上ある人が六十五歳になるまでの間に自分の経営を後継ぎや他の農家に譲り(経営移譲)給付を受ける年金です。

保険料納付の一定期間とは二十年をいいますが、制度が始まった当時、高齢であった人はその年齢に達し五年から十九年でよいとされ、具体的

に大正五年から九年生まれの人は保険料の納付期間は五年でよいとされています。したがって年金制度が始まった昭和四十六年一月から昭和五十年十二月までの保険料を納めた人は経営移譲をすることによって年金の受給資格があることになります。

「年金はいつからもらえるか」 保険料の納付期間を満たし六十歳になるまでに経営移譲をした人は六十歳に達した月

の翌月分から支給されます。また、六十歳から六十五歳になるまでの間に経営移譲した人については、経営移譲した月の翌月分から支給されます。給付額は現行二十一万一千二百円ですが、今回の改正で昭和五十二年一月から一・四八倍となります。

「後継者の条件は」 経営移譲する人の直系卑属(子や孫)のうち移譲の終る日までに引き続き三年以上農業に従事していた者で、一人に限られます。この場合に現行の所有権移転によることとされていたことが、今回の改正で使用収益権の設定だけでよいこととされました。

該当者の方で裁定請求書を提出される場合は町農業委員会が地区担当の農業委員の方と相談してください。

まもなく夏休みが始まります。夏休みは子どもたちにとって、自然に親しみ、心身をきたえ、自主性や自律心を養う絶好の機会です。

夏休みを

健やかに送ろう

【健康な生活を送る】 夏休みは、厳しい暑さから子どもを守るために設けられたものです。このため、休み中は健康な生活を心がけましょう。

【趣味や特技を伸ばす】 (1)昆虫採集や継続的な自然観察など、長期の休みでなければできない幅広い勉強をする (2)音楽、習字、絵、工作などの特技や料理、手芸などの趣味を伸ばす。

【社会性を身につける】 (1)学期の学習結果を反省し理解のたりのなかつた科目について休みのうち理解を深め、ります。夏休みを有意義なものにするため、休み中は次の点に注意しましょう。

【基礎学力をつける】 (1)一学期の学習結果を反省し理解のたりのなかつた科目について休みのうち理解を深め、ります。夏休みを有意義なものにするため、休み中は次の点に注意しましょう。

出身隊員をまじえて

自衛隊父兄会総会

本町出身隊員父兄会総会が六月二十四日老人いこの家で開かれました。

当日は鹿児島地方連絡部長を始め父兄約五十人、本町出身の自衛隊員八十九人のうち二十人が遠くは都城から出席し昭和五十一年度の事業計画、収支予算の承認、役員選任等が行われ、会長に長岡正一氏、副会長に長正夫氏がそれぞれ再選されたあと、会員の親睦と、自衛隊の支援を図り懇談会が行われ総会を閉じました。

本町出身隊員を校区別にみますと次のとおりです。



出身隊員をまじえての父兄会総会風景

電話料金の はなし?

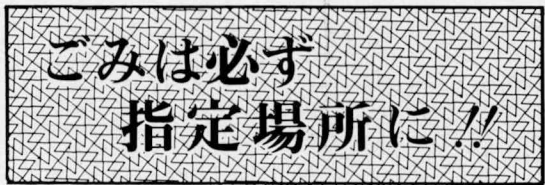
自動車や飛行機などの切符は「料金先払い」ですが、同じ公共サービスでも電話料金は「料金後払い」です。つまり一定期間分の使用量に応じた料金を支払うしくみになっています。

ところで同じ料金後払いでも電話局(交換局)によっては同じ一ヶ月分が「一日から月末まで」「十一日から翌月十日まで」の二つとに分かれています。電話料金は、その月によって金額に変動のある通話料、交換手扱い通話料、電話による電報等、一定額の決まっている基本料金が加算されます。たとえば五月分の請求書は四月一日から四月三十日までの通話料、電報料等と五月一日から五月三十一日まで

に相当する基本料が加算され、各加入者ごとの集計、検算などの作業に十七日から十八日の日数が必要としますので、五月十八日ごろ各家庭へ郵送されます。

この請求書は五月三十一日までに電話局、郵便局、銀行等で払い込んでいただければよいことになります。

電話料金の支払いについては預金から自動的に払い込みできる「自動支払い制度」があります。電話についてくわしくは、大根占電報電話局へお問い合わせください。



ごみ収集場所が一部変更

ごみの収集については、町の集塵車が定められた日程により巡回していますが、最近指定場所以外のところで「ごみ」を出している家庭が多くみられ、定時収集に支障をきたしています。

そこで従来の指定場所を基本として〇自宅から持運びの距離 〇ごみの量 〇交通の危険度 〇環境衛生等の問題を考慮し収集場所の一部を変更いたしました。

なお、今後は指定場所以外に出された「ごみ」はそのまま放置し、収集いたしませんので、必ず指定場所に出すよう、町民みなさんの御協力を願っています。

▼収集袋は、町の指定するビニール袋を使用しましょう。

▼ごみは、よく分別し、水気のあるものは、水分をよく除いてから出しましょう。

▼収集日の朝八時まで、指定場所に出しましょう。

▼所かまわず、ごみを捨てないこと。

ごみ収集場所の指定

番号	部 落 名	場 所 説 明	もえる もの	もえない もの
1	麓	収塵車庫前	○	○
2	"	長浜医院・厚ヶ瀬商店中間	○	
3	"	田之畑邦夫宅前	○	
4	"	郵便局前	○	
5	"	教育委員会	○	
6	"	大山商店前	○	
7	"	山元悦郎医院前	○	
8	"	森林組合前	○	○
9	"	みよしや(河野時計店車庫)	○	○
10	"	中村書店横	○	
11	"	旧大戸医院横	○	○
12	"	吉永商店前	○	○
13	鳥井戸一区	鶴崎理髪店前	○	○
14	麓	電報電話局前	○	
15	"	営林署入口	○	○
16	"	警察署刑事課長宅前角	○	
17	"	警察署長宅前	○	
18	"	大園良一宅前	○	
19	"	大村トウフ店前	○	
20	鳥井戸一区	是枝ヨシエ宅前	○	○
21	"	野入墓石店前	○	
22	木 場	土木事務所	○	
23	"	同上入口	○	○
24	"	南栄電気店前	○	
25	"	前田親男宅前三文字	○	○
26	"	町住宅前	○	○
27	"	九州電力営業所前	○	○
28	大 橋 上	時吉ヨネギク宅前	○	○
29	"	黒岩隆利宅前三文字	○	
30	大 橋 下	馬場口商店横	○	○
31	"	大橋下墓地前	○	
32	"	" 町住宅(墓地南側)	○	
33	大 橋 上	伊勢商店前	○	○
34	"	川越一郎宅前三文字	○	
35	"	川越太一宅横	○	
36	木 原	菊ラーメン前	○	○
37	"	木原哲雄宅入口	○	
38	"	木原町住宅(国道沿い)入口	○	○
39	寺 前	垣内精米所横	○	○
40	"	帖地商店前	○	○
41	山 之 口	貴島ストア横	○	○
42	"	田中一宅前	○	
43	"	岩元親宅横	○	
44	"	みはらしドライブイン	○	○
45	"	大隅ドライブイン前	○	○
46	"	林井孝一宅横	○	○
47	"	山之口公民館前	○	
48	寺 前	栗脇早一宅横	○	
49	"	寺前公民館横	○	
50	木 原	営林署住宅前	○	
51	"	浜崎俊明宅横	○	
52	"	木原公民館前	○	○
53	"	錦江園前	○	○
54	"	" 裏町住宅	○	○
55	寺 前	町住宅	○	
56	木 原	岩元弘宅前	○	○
57	鳥井戸二区	徳田熊吉宅前	○	○
58	"	中村フジ宅横三文字	○	○
59	"	川崎澄彦宅横三文字	○	○
60	弓 場 下	矢原イト宅前堤防	○	○
61	"	中浜鶴吉宅倉庫前	○	
62	"	染川金蔵宅前三文字	○	○
63	神之浜一区	町消防車庫鉄塔下	○	○
64	神之浜二区	大根占マーケット横	○	
65	神之浜一区	本釜勝宅横	○	
66	"	うのせ水産倉庫前(堤防側)	○	○
67	神之浜二区	大山水産前	○	○
68	"	鶴田栄宅前	○	○
69	"	溝口理髪店上	○	
70	"	山ヶ城商店前	○	
71	"	鹿児島銀行支店横	○	○
72	本 町	河野石油店前	○	
73	"	八坂神社駐車場	○	○
74	京 町	「おこのみ」横	○	
75	本 町	小牧正夫宅前	○	○
76	"	長浜正明宅横	○	○
77	京 町	合田善太郎宅前	○	
78	京 町	石川藤助宅前	○	
79	塩 屋	原田時雄宅下堤防	○	
80	京 町	加根山金物店前	○	○
81	"	長瀬豊店前	○	
82	塩 屋	塩屋停留所横	○	○
83	"	前田商店倉庫前	○	
84	"	宮原政男宅前	○	○

※見やすい箇所に貼ってください。

番号	部 落 名	場 所 説 明	もえる もの	もえない もの
85	"	斜木隆義宅前	○	○
86	"	福山武雄宅入口	○	
87	"	塩屋町住宅団地入口	○	
88	"	すすしろの里	○	○
89	"	前原正夫肥料倉庫横	○	○
90	"	長浜建具店横	○	
91	"	野木場入口	○	○
92	"	協栄木材事務所前	○	○
93	"	本釜利宅横	○	
94	栄 町	桑原駐車場横	○	○
95	"	北トウフ店前	○	○
96	"	別府(謙吉)宅横	○	
97	"	深水食堂横	○	○
98	"	前園板金工場横	○	
99	瀬 戸 山	富士見住下	○	○
100	"	坪内清春商店横	○	○
101	"	墓地公園入口	○	
102	"	落司栄一宅横	○	○
103	旭 町	警察署	○	
104	"	玉利ジュース工場角三文字	○	○
105	"	旭ストア前駐車場	○	○
106	"	法輪保育園前	○	
107	"	東商店横十文字	○	○
108	"	鹿銀支店長宅前	○	○
109	"	堀之内しん灸療院横	○	
110	六 反 田	馬場商店横	○	○
111	"	南 肇宅入口横	○	○
112	中 園	長興服店前	○	○
113	"	白川清則宅前	○	○
114	宮 脇	大農開発事務所横	○	
115	"	谷村利行宅横	○	○
116	上之宇都	福崎道徳宅前	○	○
117	城 ケ 崎	鬼塚商店前(昇降路入口)	○	
118	"	公衆電話ボックス横	○	○
119	"	福永吉則宅前	○	○
120	鳥 浜	宿利原三好宅前	○	
121	"	是枝商店横	○	
122	"	豊免道路入口三文字	○	
123	神 川 城	部落公民館横	○	○
124	鳥 浜	農協スタンド前	○	
125	皆 倉	上鶴商店前	○	○
126	"	番園商店上三文字	○	○
127	"	飲料水タンク横	○	○
128	"	徳永紅薬園	○	
129	神 川 中	諏訪原昭宅前(旧道)	○	
130	"	神川中公民館横	○	○
131	神 川 新 町	農協支所倉庫横	○	○
132	"	桑原景治宅横	○	
133	"	神川町営住宅入口	○	
134	神 川 中	水流商店横	○	○
135	"	諏訪原八郎宅横	○	
136	"	段商店前	○	
137	神 川 上	水流橋横	○	○
138	神 川 中	寄山秀利宅横	○	
139	鳥 浜	公民館前	○	○
140	"	原口静夫宅前三文字	○	
141	壹 崎	公民館前	○	○
142	半 下 石	馬頭観音裏	○	
143	川 南	公民館前	○	
144	"	池田小学校焼却場	○	
145	馬 場 中 原	浜田初宅前	○	○
146	川 北	公民館内	○	
147	白 井	公民館横	○	
148	安 永	防火水そう横	○	○
149	大 久 保	防火水そう横	○	○
150	段 中 野	公民館横	○	○
151	"	段防火水そう	○	○
152	協 和	公民館前	○	
153	宿 利 原	宿利原診療所横	○	
154	"	宿利原小学校下墓地前	○	
155	牧 原	公民館横	○	○
156	才 原	公民館前	○	○
157	大 尾	公民館前	○	○
158	"	中馬辰巳商店前	○	
159	落 河	大尾側部落入口三文字	○	○
160	笑 喜 上	笑喜上・宿利原線三文字	○	○
161	笑 喜 下	墓地前三文字	○	
162	桜 原	移住・水道記念碑前	○	○
163	"	竹元盛次宅下旧水そう前	○	
164	神 川 中 原	公民館前	○	○
165	"	乱落入口防火水そう横	○	
166	"	久保田正行宅横三文字	○	○
167	"			

中迫 栄選手

佐賀国体相撲に出場

本町から国体選手誕生ノ
体選手誕生ノ
授け飛ばしむごと初優勝を遂
げ、栄えの国体選手に抜てき
されたもので、本番の国体で
も好成績が期待されています。
なお、中迫選手は昭和四十
六年和歌山国体にも鳥取代表
(鳥取畜産試験場在所中)と
して出場しており、今回は二
度目の出場。
大会に備えて鹿屋農高道場
に通い自衛隊選手や農高選手
と連日激しい練習を続けてい
ます。町民こぞって中迫選
手の健闘を祈りたいものです。



本番の国体で
期待される
中迫 栄選手

この夏は泳げるぞ!!

宿利原小学校にプール完成



完成したプールでヒート板を
つかって練習する宿利原の児童

水のシーズンを前に宿利原
小学校児童生徒二二〇人が待
ちに待ったプールがこのほど
完成。五月九日、町長を始め
宿利原小・中学校
児童生徒(二二四
人)や父兄など関
係者多数が出席し、
盛大にプール開き
が行なわれました。
同校区には、こ
れまで泳げる場所
がなく、夏休みは
一日部落親子会で
はるばる浜田海岸
まで泳ぎに行くな
ど不自由をしてお
り校区民すべてが
このプールの完成
を待ち望んでいた
ものです。
プールは同中学
校敷地内に建設され、長さ二
十五メートル、幅十二メー
トルの本プールと長さ十メー
トル、幅五メートルの補助プー
ルのほか、更衣室・シャワー
便所・洗体槽などの施設があ
り総工費は二千三百二十一万
三千元、竣工式で同小六年の
福元信二君が児童代表を表
し「こんな立派なプールがで
きてうれしい、一日も早く泳
げるようになります」とお礼
の言葉を述べたあと、プール
は鹿屋市西原小の立山正人教
諭や同小児童男女八人が模範
泳を行ない、これまで泳ぐ機
会が少なかった宿利原小学校
の児童の約二十人もヒート板
を使用しながら真剣に指導を
うけていました。
これから宿利原小学校児童
の皆さんが事故のないように、
一日も早く泳げるように練習
し強い身体と忍耐強い精神力
を養ってもらいたいものです。

生活簡素化運動推進を 活動の柱に!!

町明るく豊かな町づくり推
進協議会総会は六月七日行な
われ本年度の活動の推進につ
いて協議されました。
本年度活動の柱を冠婚葬祭
等の簡素化運動に置き強力に
推進することになりました。
その方策としては、
一実践要項の再検討(従来の
要項の一部を次のように改める)
(1)出産祝 五百円を千円に
(2)新築祝 千円を二千円に
(3)初盆 二百円を五百円に
(4)年忌 五百円を千円に
二生活簡素化実践
カード作成
従来の結婚披露
宴だけでなく節句
祝・出産祝・新築
祝等案内状で招待
するものについては、カード
をすべて作成し、案内状に同
封することになりました。(カ
ードは部落長さんに配布して
あります。
三部落毎に実践する旨の決議
を行なう。
町民が一丸となって実践に
取り組むため部落単位でこの
運動の趣旨を吟味し、実践化
への決議を行ない報告書を会
長まで提出することになりま
した。
「新築祝い」と「節句祝い」の
案内状に同封する実践カード。
南大隅高校
高齡者大学に
本町から九人入学
向学心に燃える高令者ノを
集めて開講する南大隅高校高
齡者大学に
本町から九人入学
向学心に燃える高令者ノを
集めて開講する南大隅高校高
齡者大学に

公民館だより

有明町と交歓研修 町文化財保護委員

「文化財保護を中心とした
行政はどうあるべきか」を
テーマに有明町文化財保護審
議会委員四人を迎えて交歓研
修会が六月十一日日本町で開
かれました。
本町文化財保護審議会(委
員長竹下茂嘉)は文化要覧の
発刊・案内板の設置等活発な
活動を展開中ですが、本町と
同様な立地条件にある有明町
と情報の提供、意見交換など
を行ない現地を視察しながら
相互研修を深めました。
有明町の委員の中から、河
上神社境内のヒトツバ・ナギ



城元村田神像に立てられた
説明文つき案内板

みんなで犯罪の ない社会をノ

社会を明るくする運動

齡者大学の入学式が六月十二
日同高校で行なわれました。
これは県教委が開設するも
ので学習意欲旺盛な六十才以
上の高令者ならだれでも入学
できるものです。本年度は六
月から十二月まで毎月二回ず
つ約四十時間の学習計画が立
てられ、内容は菊作りを柱に
レクリエーション・郷土の文
化財・映画観賞等、入学者は根
占町が主ですが、本町からも
九人の入学者があり、主催者
を喜ばせました。これらの大
学生が欠席することなく全員
卒業ある修了証書を手に入れ
ることを祈りたいものです。
本町からの入学生次のとおり。
久保幸彦・宮下休助(宮脇)
原口シズエ・前田シヅカ・岩
崎フミ(麓) 岩下栄造・徳留
豊吉(神川上) 長岡正一・河
野博嘉(本町)

解に立ってこれらの文化財の
保護にあたってもらうため指
定され、案内板が設置された
ものです。
文化財周辺の清掃にもみん
なであたり末長く保護につと
めたいものです。
そこで昭和四十
九年に指定を受け
た八つの文化財に
今回新たに説明文
つき案内板が町文
化財保護委員によ
って立てられまし
た。
町民ひとりひと
りが本町にある文
化財をよく知るこ
とにより正しい理

お知らせ

あなたの健康管理に

保健婦の活用を

本紙四月号でお知らせしました鹿屋市出身の森田尚美さんが保健婦として赴任されてから三ヶ月を経過しました。

その間、どうやら本町の土地感をつかみ、ある程度の人を知るようになり保健婦活動が軌道に乗ってきたようです。保健婦活動の基本は、保健婦自身が積極的に家庭へ、グループへ、部落へと足を踏みこんで行くことも大切でしょうが、受け入れる側も大いに活用しようという姿勢が伴わなければ能率も、効果もあがりません。

そこで保健婦が今後どのような

うな計画のもとに活動するかをお知らせし、町民皆さんの御理解と御協力をお願いしたいものです。

「活動の方法として」

○家庭訪問（家族訪問指導）

○クリニック（集団検診）

○学級活動

母親学級（妊産婦対象）

婚前学級（婚前の男女対象）

栄養学級・老人学級・特定疾患の患者を対象としたもの

二、具体的な業務

○母子関係

乳児検診・三ヶ月検診・一般母子の健康相談・母親学級等から得たケースの訪問指導

○成人病関係

国保レセプトから成人病（高血圧症・動脈硬化症・糖尿病・心臓疾患・その他）の患者を把握し指導、助言を行う。

○結核、精神

登録患者を主に保健所保健婦と連絡をとりあい訪問指導

○老人対策

ねたきり老人の実態を把握するため、民生委員や老人クラブとの連絡を保ちながらの

▼災害を受けたときは税の

減免手続を毎年、夏から秋のシーズンになると、台風や大雨による被害が各地で起っています。

不幸にもこれらの災害にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合には、サラリーマンの方も税務署に

手続をとると被害の程度に応じて源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられる場合があります。詳しくは税務署にご相談ください。

▼中学生 高校生のみならず税の作文を書いてみませんか

税だより

○表彰

優秀作品には国税庁長官賞 国税局長賞、又は税務署長賞と記念品を贈呈。

○しめきり
中学生……九月十八日
高校生……九月六日(月)
税務署へ提出

家庭訪問

森田さんから一言「はじめての土地で、はじめての仕事であり今年一年間どれだけの活動（仕事）ができるか自分でも予想がたてられませんが来年度の活動を期待して今年は土台づくりに専念しようと思っています。」

自分では、あれもこれもしたいと思っておりますが、主に母子関係に力を入れていこうと考えています。」

「ご存じですか？」

検察審査会

あなたや、周囲の人で、詐欺・おどし・交通事故などの被害を受け、その犯人を処罰してほしいと警察や検察庁に訴えたが、その結果「罪とならず」とか「嫌疑なし」と云われて裁判に処さない（不起訴処分）ことになってしまいこれに不服だが、さてこれを誰にどうしてもらったらよいのか判らなくて、そのままに

なってしまうということはありませんか。このような被害者の不満を聞いて、もう一度調べ直してみることを仕事としているのが検察審査会です。

検察審査会は裁判所の中にあって民間の代表で構成された検察審査員がその不起訴処分について記録を調べたり、証人を呼んだり場合によっては実地見聞などして調べてみて、もし不当と判断すれば検察庁に「起訴するように」申入れます。検察官の不起訴処分について不服のある方は誰でも検察審査会に対して審査の申立てをすることができます。申立ての費用はいりません。

手続については、検察審査会の事務局にお問い合わせください。

○九九四四（三）二三三〇
二三四八

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません

※チリはとこるかまわず捨てないこと!!
※チリはきまった収集日の朝出ししましょう!!

善意

の話題

▼すずしろの里へ

本場の舞原京子さんから
神之浜二区の前原重信さんから
アイスクリーム
栗野町の柴山春義さんから
栗子
財部町の高野政雄さんから
栗子
大口市の寺師ウメさんから
栗子

▼町社協へ

（香典返しとして）

本坊 進（伸一郎）塩屋
牧原 清則（清）瀬戸山
土岩 邦夫（ユキ）上之宇都
厚ヶ瀬源蔵（ハッ）厚ヶ瀬

▼各施設へ

大根占校区婦人会（会長、佐藤ヒロ子 会員五〇〇人）
では一人二枚ずつ雑巾を作り大根占小・中学校や錦江園、すずしろの里、町中央公民館、などの施設にそれぞれ御寄贈くださいました。
ありがとうございます。